

山梨県ひとり親家庭養育費確保支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県ひとり親家庭養育費確保支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、養育費の取り決めや確保のための手続きを行い、その費用を負担するひとり親に対し助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな育成を図ることを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内において交付する。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 養育費 民法（明治29年法律第89号）第766条第1項に規定する子の監護に要する費用をいう。
- (2) 児童 養育費の取決めの対象となる20歳に満たない者をいう。
- (3) ひとり親 母子家庭の母及び父子家庭の父で現に児童を扶養している者（離婚成立前の者を含む。）をいう。
- (4) 債務名義 強制執行によって実現されることが予定される請求権（養育費）の存在、範囲、債権者及び債務者を表示した公の文書のこと、強制執行認諾約款付公正証書、判決書、調停調書、審判書等をいう。
- (5) 養育費立替保証 ひとり親が受け取れなかった養育費を、保証会社が立て替えて支払う等の方法により、養育費の確保を行うものをいう。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、申請時において山梨県内の市町村に居住するひとり親であって、補助区分ごとに別表1から別表4までに定める要件を全て満たす者とする。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助対象経費及び補助額については、別表1から別表4までに定めるとおりとする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表1から別表4に定める基準日（令和8年4月1日以降に限る。）から1年以内に、交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

- 2 前項の申請書には、補助区分ごとに別表1から別表4までに掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書は、本補助金の交付申請をもって代えるものとする。

(交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し交付するものと認めるときは、補助金の交付の決定を行うとともに補助金の額を確定し、山梨県ひとり親家庭養育費確保支援事業費補助金交付決定及び額の確定通書(様式第2号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は精算払とする。

(日本司法支援センターによる弁護士費用等の立替えを利用する場合の特例)

第9条 別表2に定める養育費請求調停申立て、または別表3に定める未払い養育費の強制執行申立てに係り、日本司法支援センター(法テラス)による弁護士費用等の立替えを利用する場合に、立替金の償還が免除又は猶予の対象となるときは、補助金の対象としない。

(決定の取消し)

第10条 知事は、次の各号いずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の他の用途への使用をしたとき
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(補助金の返還)

第11条 補助事業者は、知事が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金がすでに交付されているときは、知事の定める期限内に、当該補助金を返還しなければならない。

- 2 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 3 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(書類の保管)

第12条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 令和8年4月1日から施行する。

別表 1

補助区分	公正証書作成に係る費用の補助
補助事業者 (第4条関係)	次の要件を全て満たす者 ア 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者 イ 養育費の取決めに係る経費を負担した者 ウ 養育費の取決めについて、債務名義を有している者 エ 過去に同一の児童を対象として、対象経費に関する補助(他自治体が補助したものを含む。)を受けていない者
補助対象経費 (第5条関係)	ア 公証手数料令(平成5年政令第224号)に定める公証人手数料(養育費の取決めに係る部分に限る。) イ 送達に要する費用 ウ 公証役場に提出する戸籍謄本等の書類取得に係る費用
補助額 (第5条関係)	補助対象経費の全額(上限3万円)
基準日 (第6条関係)	公正証書等の作成がなされた日
申請書に添付する書類 (第6条関係)	ア 申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本(申請日から6か月以内に交付されたもの、写し可) イ 申請者の現住所が確認できる書類(住民票の写し(個人番号の記載がないもの)、運転免許証など) ウ 補助対象経費の領収書等(宛名、領収年月日、領収金額、取引内容及び領収者の住所・氏名・領収印の記載のあるもの(行政機関等が発行する領収書等で記載が困難な場合を除く)) エ 養育費について取り決めた債務名義(公正証書(強制執行認諾条項付き)、調停調書、判決書等)の写し オ 通帳の写し等、振込先銀行口座の分かるもの カ その他知事が必要と認めるもの

別表 2

補助区分	養育費請求調停（養育費増額請求調停、夫婦関係調整（離婚）調停を含む。以下同じ。）申立てに係る費用の補助
補助事業者 （第4条関係）	次の受給要件の全てを満たす者 ア 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者 イ 養育費請求調停申立てを行い、それに要する費用を負担した者 ウ 過去に同一の児童を対象として、対象経費に関する補助（他自治体が補助したものを含む）を受けていない者
補助対象経費 （第5条関係）	ア 養育費請求調停申立てに要する収入印紙代 イ 戸籍謄本等の添付書類取得費用 ウ 公的機関が求めた連絡用の郵便切手代 エ 養育費請求調停申立に係る弁護士費用（着手金に限る。） なお、夫婦関係調整（離婚）調停の中で養育費を取り決める場合には、財産分与及び慰謝料の取り決めにかかる分を除く。 ※日本司法支援センター（法テラス）による弁護士費用等の立替えを利用する場合には、日本司法支援センター（法テラス）への償還金のうちアからエに係るもの
補助額 （第5条関係）	補助対象経費の全額（上限6万円）
基準日 （第6条関係）	裁判所において養育費請求調停申立が受理された日
申請書に添付する書類 （第6条関係）	ア 申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本（申請日から6ヵ月以内に発行されたもの、写し可） イ 申請者の現住所が確認できる書類。（住民票の写し（個人番号の記載がないもの）、運転免許証など） ウ 補助対象経費の領収書等（宛名、領収年月日、領収金額、取引内容及び領収者の住所・氏名・領収印の記載のあるもの） ※日本司法支援センター（法テラス）による弁護士費用等の立替えを利用する場合、「代理援助契約書」及び「決定書」の写し エ 裁判所が受理した申立て書類一式の写し オ 養育費請求調停申立ての結果が分かる書類（調停調書、審判書など） カ 通帳の写し等、振込先銀行口座の分かるもの キ その他知事が必要と認めるもの

別表 3

補助区分	未払い養育費の強制執行申立てに係る費用の補助
補助事業者 (第4条関係)	次の受給要件の全てを満たす者 ア 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者 イ 未払い養育費に係る強制執行申立てを行い、それに要する費用を負担した者 ウ 過去に同一の児童を対象として、対象経費に関する補助(他自治体が補助したものを含む)を受けていない者。
補助対象経費 (第5条関係)	ア 強制執行申立てに要する収入印紙代 イ 戸籍謄本等の添付書類取得費用 ウ 公的機関が求めた連絡用の郵便切手代 エ 強制執行申立、財産開示手続申立、第三者からの情報取得手続き申立等に係る弁護士費用(着手金に限る。) ※日本司法支援センター(法テラス)による弁護士費用等の立替えを利用する場合には、日本司法支援センター(法テラス)への償還金のうちアからエに係るもの
補助金額 (第5条関係)	補助対象経費の全額(上限6万円)
基準日 (第6条関係)	裁判所において強制執行の申立が受理された日
申請書に添付する書類 (第6条関係)	ア 申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本(申請日から6ヵ月以内に発行されたもの、写し可) イ 申請者の現住所が確認できる書類。(住民票の写し(個人番号の記載がないもの)、運転免許証など) ウ 補助対象経費の領収書等(宛名、領収年月日、領収金額、取引内容及び領収者の住所・氏名・領収印の記載のあるもの) ※日本司法支援センター(法テラス)による弁護士費用等の立替えを利用する場合、「代理援助契約書」及び「決定書」の写し エ 裁判所が受理した申立て書類一式の写し オ 強制執行申立ての結果が分かる書類(債権差押命令正本の写し) カ 通帳の写し等、振込先銀行口座の分かるもの キ その他知事が必要と認めるもの

別表 4

補助区分	養育費保証契約締結に係る費用の補助
補助事業者 (第4条関係)	次の要件を全て満たす者 ア 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者 イ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結し、初回保証料を負担した者 ウ 過去に同一の児童を対象として、対象経費に関する補助(他自治体が補助したものを含む。)を受けていない者
補助対象経費 (第5条関係)	保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する保証料(初回契約時のものに限る。)
補助額 (第5条関係)	補助対象経費の全額(上限5万円)
基準日 (第6条関係)	保証会社と養育費保証契約を締結した日
申請書に添付する書類 (第6条関係)	ア 申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本(申請日から6か月以内に交付されたもの、写し可) イ 申請者の現住所が確認できる書類(住民票の写し(個人番号の記載がないもの)、運転免許証など) ウ 補助対象経費の領収書等(宛名、領収年月日、領収金額、取引内容及び領収者の住所・氏名・領収印の記載のあるもの) エ 養育費保証契約に係る契約書の写し オ 養育費について取り決めた文書の写し(公正証書、調停調書、審判書、確定判決、離婚協議書、養育費合意書など) カ 通帳の写し等、振込先銀行口座の分かるもの キ その他知事が必要と認めるもの

(様式第1号)

山梨県ひとり親家庭養育費確保支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者氏名

標記補助金について交付を受けたいので、山梨県ひとり親家庭養育費確保支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき申請します。

申請者	フリガナ		生年月日			
住所	(〒 -)		電話 () -			
養育費の取り決めの対象となる児童	①	フリガナ	生年月日	②	フリガナ	生年月日
	③	フリガナ	生年月日	④	フリガナ	生年月日
補助区分	補助対象経費		申請者が負担する金額	交付申請額		
<input type="checkbox"/> 公正証書作成	・公証人手数料		円	※上限3万円 円		
	・送達費用		円			
	・書類取得費用		円			
<input type="checkbox"/> 養育費請求調停申立	・収入印紙代		円	※上限6万円 円		
	・書類取得費用		円			
	・連絡用の郵便切手代		円			
	・弁護士費用		円			
<input type="checkbox"/> 養育費強制執行申立	・収入印紙代		円	※上限6万円 円		
	・書類取得費用		円			
	・連絡用の郵便切手代		円			
	・弁護士費用		円			
<input type="checkbox"/> 養育費保証契約	・養育費保証契約を締結する際の保証料		円	※上限5万円 円		
過去における制度利用の有無	過去に同内容の補助金（他自治体の支給を含む）を受けたことが □ある □ない					

(様式第2号)

番 号
年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

山梨県ひとり親家庭養育費確保支援事業費補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった山梨県ひとり親家庭養育費確保支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった山梨県ひとり親家庭養育費確保支援事業費とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は、次のとおりとする。
補助金の交付決定及び額の確定額 金 円
- 3 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
 - (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
 - (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
 - (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。